

令和6年6月から12月までに支払う給料・賞与に ついて所得税の定額減税があります。

○ 対象者：6月1日に在職している **甲欄源泉**の方のみ

○ 減税限度額(下記合計額)

ご本人分 30,000円

扶養親族分 一人につき 30,000円

○ 所得税の徴収の方法について

給与支払明細書	
給与総額	×××
交通費	×××
・	
・	
源泉徴収税額	8,040円
定額減税額	△ 8,040円
・	
・	

①通常通り計算します。

②源泉所得税の金額を記載したら、
同じ金額をマイナス記載します。
各人の限度額に達するまで繰り返し
控除してください。

○ 各人の減税額の管理をしてください。

国税庁HPに「各人別控除実績簿」(エクセル版)がありますので、

ご活用ください。

(定額減税特設サイト：<https://www.nta.go.jp/users/gensen/teigakugenzei/index.htm>)



定額減税特設サイト

ご不明な点がございましたら大竹税務会計事務所(03-5256-0130)にご連絡ください。